

薫風会 規約

第1条 (名称)

本会は、中部リハビリテーション専門学校義肢装具学科(第1期～第6期)と専門学校 日本聴能言語福祉学院義肢装具学科(第7期～)の卒業生からなる同窓会の名称を薫風会(くんふうかい)と称する。

第2条

本会は、会員相互の親睦をはかり母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (所在)

本会は、本部(事務局)を以下に置く。

専門学校日本聴能言語福祉学院義肢装具学科内
〒453-0023 名古屋市中村区若宮町2丁目14番地
TEL(052)482-8788 FAX(052)471-8703
E-mail:kunpukai@kzan.jp
ホームページ: <http://ncg.kzan.jp/kunpukai/>

第4条 (会員)

- 1 本会は、次に掲げる者を以て組織する。
 - (1) 会員
中部リハビリテーション専門学校 義肢装具学科・専門学校 日本聴能言語福祉学院 義肢装具学科(以下、本学科)の卒業生であり、本会の求める会費を納めた者。
 - (2) 特別会員
 - (1)以外で本学科の専任教員であった者で役員会の承認を得た者。又、本会に対して、多大な功績のあった者で会長の推薦を受け役員会で承認を得た者。
- 2 会員になろうとする者は、入会申込書に別に定める入会費を添えて本部(事務局)に提出し、役員会の承認を受けなければならない。但し、特別会員はその限りではない。
- 3 会員は次の各号に該当した時には、役員会の承認を経て退会したものとみなす。
 - (1) 本会の会則に重大な違反が認められた場合。
 - (2) 本人より申し出があった場合。

第5条 (事業)

本会は第2条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 総会および役員会の開催
- (2) 懇親会の開催
- (3) 会員が逝去した場合における弔意
- (4) 卒業式における褒賞(薫風会賞)
- (5) その他必要な事項

第6条 (役員)

本会は、次の役員をおき役員会とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 1名

第7条 (役員(の選出))

役員(の選出)は次による。

- 1 役員は、役員会が会員中より推薦し、本人の承諾を経て選出する。
- 2 役員(の任期)は原則2カ年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員(の辞任)又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わねばならない。

第8条 (役員(の任務))

役員(の任務)は次による。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事情ある時は、その職務を代行する。
- 3 書記は会議内容を取りまとめ議事録を作成する。
- 4 事務局長は会計管理および会員との連絡業務を遂行する。又、事務局長は事務局員を若干名おくことができる。
- 5 監事は会計の監査にあたる。

第9条 (期生(の代表者))

各期生(の代表者)は卒業時に選出し第10条に掲げる任務を遂行する。退任の場合は後任を指名し、本人の了承を得た後、本部(事務局)に報告しその任務を遂行する。

第10条（期生代表者の任務）

- 1 期生代表者は、本会の事業を円滑に活動できるよう役員への補助を行う。
- 2 期生代表者は、役員会からの連絡事項などを各期生の会員に知らせる。
- 3 期生代表者は、同期生が逝去した場合、速やかに本部（事務局）に計報する。
- 4 役員は各期代表委員を兼ねることができる。

第11条（会議）

本会の会議は、第12条及び第13条に掲げる総会、役員会とする。

第12条（総会）

総会は、必要に応じて役員会がこれを開催する。

- 1 総会は、会員（委任を含む）の3分の1以上を以て構成する。
- 2 総会の議長は、会長の権限を持ってこれを任命する。
- 3 総会の議決は、出席者の過半数により決める。可否同数の時は、会長がこれを決める。
- 4 会議録は、特に役員会が定めない限り、事務局にて保存する。

第13条（役員会）

- 1 役員会は、一年度内に一回以上は会長がこれを開催し、次の事項に関し審議して執行する。
 - (1) 会則の改廃
 - (2) 予算および決算
 - (3) 事業計画
 - (4) 薫風会賞表彰者の選出
 - (5) その他必要となる事項
- 2 役員会の議長は、会長が行う。
- 3 役員会は、会長、副会長、書記、事務局長、監事を以て構成する。
- 4 役員会は、役員3分の2以上の承認がなければ議事及び議決を行うことができない。
- 5 役員会は、その会議の記録を本部（事務局）に一定期間保存しなければならない。
- 6 第5条(4)における薫風会賞の対象者は、当該年度の卒業生の中から「学生生活に亘り、学生間の親睦を深めるために各種学外イベントなどの企画に積極的に貢献した者でかつ学業成績が中程度以上の者。」を1名選出し、卒業式に記念品（3千円分の図書券）を贈呈し、これを表彰するものとする。

第14条（会計）

本会の会計は、入会時の終身会費、寄付金、預貯金、金利子、その他の収入を以て当てる。

第15条（会費）

- 1 会員は入会時に終身会費として、壹万三千元を納付する。
- 2 本会は、その目的上必要と認める時は役員会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。
- 3 納付した会費は、退会においても返金できない。

第16条（事業及び会計年度）

本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第17条（報告）

本会の会務及び会計などの報告は、薫風会ホームページへの掲載を以てこれを行う。

第18条（弔意）

会員が逝去した場合、弔意として弔花（壹万円相当）をおくる。但し、会員以外の場合でも、会長が必要と判断した場合はこの限りではない。

付則 平成3年4月1日 施行

付則 平成7年4月1日 一部改正

付則 平成16年4月1日 一部改正

付則 平成21年4月1日 一部改正